

障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）

国連総会採択 2006年 / 日本は2014年に批准

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国はこの権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であり、次のことを目的とするものを確保する。

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b)障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。

(a)障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育、中等教育から排除されないこと。

(b)障害のある人が、他の者との平等を基礎とし、生活する地域社会においてインクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスができること。

(c)各個人の必要〔ニーズ〕に応じて合理的配慮が行われること。

(d)障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度の下で受けること。

(e)完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。

川島 聡・長瀬 修 訳（2008年5月30日付）

国際条約は日本国憲法と同等の法的効力を持つ。「国際条約の締約国は規約上の義務を誠実に実施しなければならない」という原則が国際条約法にかかる「ウィーン条約」で定められている。